

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年9月24日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ヴァレリー・ベルナル（Valérie Bernard）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラーン（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）ボンド・ファンド
（UBS（Lux）Bond Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル
（UBS（Lux）Bond Fund-AUD）
クラスP - d i s t 受益証券
17億9,880万オーストラリア・ドル（約1,495億円）
クラスP - a c c 受益証券
39億796万オーストラリア・ドル（約3,248億円）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル
（UBS（Lux）Bond Fund-EUR Flexible）
クラスP - d i s t 受益証券
11億5,216万ユーロ（約1,516億円）
クラスP - a c c 受益証券
17億8,880万ユーロ（約2,354億円）

UBS (Lux) ボンド・ファンド -

フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

(UBS (Lux) Bond Fund-Full Cycle Asian Bond (USD))

クラスP - a c c 受益証券

8億4,770万アメリカ合衆国ドル(約937億円)

UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

(UBS (Lux) Bond Fund-Euro High Yield (EUR))

クラスP - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)

11億7,248万アメリカ合衆国ドル(約1,297億円)

クラスP - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)

7億3,840万アメリカ合衆国ドル(約817億円)

クラスP - a c c 受益証券

17億9,528万ユーロ(約2,362億円)

クラスP - m d i s t 受益証券

10億3,440万ユーロ(約1,361億円)

(注) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2021年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=83.12円、1ユーロ=131.58円、1米ドル=110.58円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年8月31日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、投資方針、投資制限、リスク要因、申込（販売）手続等、買戻し手続等、資産の評価、ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の償還、インデックス提供者、利害関係人との取引制限の変更に伴い設立地の目論見書が更新されたため、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

（注）下線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

各サブ・ファンドの特定の投資方針

（中略）

UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ・アグレゲート500mio+インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

（中略）

UBS（Lux）ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・パークレイズ・グローバル・アグレゲートTR(CHFヘッジ)インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を追求するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有している。

各サブ・ファンドの特定の投資方針

(中略)

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・ユーロ・アグレゲート500mio+インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマー

クに含まれない発行体の債券に投資することおよび／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

（中略）

UBS（Lux）ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・グローバル・アグレゲートTR（CHFヘッジ）インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび／またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

（後略）

（5）投資制限

<訂正前>

（前略）

5．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（「技法」）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

証券貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流の金融機関を通じ、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、貸付契約の締結時に少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグの法律

の規定により認められる金融上の担保の形で発行されなければならない。クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア、または貸付証券の返済をファンドに保証する他の機関を通じて取引が行われる場合には、かかる担保は要求されない。

前記「(1)投資方針 担保の運用」の項の規定は、したがって、証券貸付の範囲内でファンドに提供される担保の運用に対して適用されるものとする。前記「(1)投資方針 担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの受益証券は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

ファンドに証券貸付の分野で業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびにファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社の取締役会は、証券貸付取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付証券	
G10参加国(米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。)により発行され、格付がA [*] 以上の証券。	2%
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス(その連邦州および小郡 ^{**} を含む。)により発行された証券。	0%
格付がA以上の債券。	2%
国際的組織によって発行された証券。	2%
法主体によって発行され、格付がA以上の銘柄の証券。	4%
地方機関によって発行され、格付がA以上の証券。	4%
株式	8%
以下の指数に組み入れられている資本は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグID
オーストラリア(S&P/ASX 50 INDEX)	AS31
オーストリア(AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー(BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ(S&P/TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク(OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州(Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド(OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス(CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ(DAX INDEX)	DAX
香港(HANG SENG INDEX)	HSI
日本(NIKKEI 225)	NKY
オランダ(AEX-Index)	AEX
ニュージーランド(NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10

ノルウェー(OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール(Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン(OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス(SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス(SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国(FTSE 100 INDEX)	UKX
米国(DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国(NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国(S&P 500 INDEX)	SPX
米国(RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ(S & P)が使用している格付基準を指している。S & P、ムーディーズ(Moody's)およびフィッチ(Fitch)の格付が、これに相当するそれぞれの基準に合わせて利用されている。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの国が発行する無格付の債券も認められる。これらの債券に対してヘアカットは適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- (i) レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付(もしくはこれに相当する格付)に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- () 管理会社は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額(リコールの実施時まで発生する利息を含む。)のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () ファンドがレポ契約を締結する場合、ファンドは、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、ファンドがいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- (v) レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益(直接および間接の運営コスト/費用控除後)は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資方針を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準(これらの技法を利用しない場合等)から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、前記「(1)投資方針」の「効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、管理会社は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

<訂正後>

(前略)

5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品(「技法」)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。「証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載される技法は継続して適用されるが、市況に応じて証券貸付取引のエクスポージャーの停止または低減を随時決定することがある。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である(「証券貸付」)。

証券貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流の金融機関を通じ、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、貸付契約の締結時に少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグの法律の規定により認められる金融上の担保の形で発行されなければならない。クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア、または貸付証券の返済をファンドに保証する他の機関を通じて取引が行われる場合には、かかる担保は要求されない。

前記「(1)投資方針 担保の運用」の項の規定は、したがって、証券貸付の範囲内でファンドに提供される担保の運用に対して適用されるものとする。前記「(1)投資方針 担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの受益証券は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

ファンドに証券貸付の分野で業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで見直され、採用される。

現在、アームズレングスな状況での証券貸付取引に関連して取得する総収益の60%が該当するサブ・ファンドに貸方計上され、総収益の40%を証券貸付取引のブローカーとしてのUBSヨーロッパSE、ルクセンブルグ支店および証券貸付取引を執行するサービス提供者であるユービーエス・スイス・エイ・ジーが受領する。証券貸付プログラムの実行に伴うすべての費用/手数料は、総収益に対する証券貸付取引のブローカーの取り分から払い出される。これにより証券貸付業務に関連して発生するすべての直接的および間接的な費用/手数料をカバーする。UBSヨーロッパSE、ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーはUBSグループの一部である。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびにファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社の取締役会は、証券貸付取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付証券	
G10参加国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。）により発行され、格付がA [*] 以上の証券。	2%
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（その連邦州および小郡 ^{**} を含む。）により発行された証券。	0%
格付がA以上の債券。	2%
国際的組織によって発行された証券。	2%
法主体によって発行され、格付がA以上の銘柄の証券。	4%
地方機関によって発行され、格付がA以上の証券。	4%
株式	8%
以下の指数に組み入れられている資本は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグID
オーストラリア（S&P/ASX 50 INDEX）	AS31
オーストリア（AUSTRIAN TRADED ATX INDX）	ATX
ベルギー（BEL 20 INDEX）	BEL20
カナダ（S&P/TSX 60 INDEX）	SPTSX60
デンマーク（OMX COPENHAGEN 20 INDEX）	KFX
欧州（Euro Stoxx 50 Pr）	SX5E
フィンランド（OMX HELSINKI 25 INDEX）	HEX25
フランス（CAC 40 INDEX）	CAC
ドイツ（DAX INDEX）	DAX
香港（HANG SENG INDEX）	HSI
日本（NIKKEI 225）	NKY
オランダ（AEX-Index）	AEX
ニュージーランド（NZX TOP 10 INDEX）	NZSE10
ノルウェー（OBX STOCK INDEX）	OBX
シンガポール（Straits Times Index STI）	FSSTI

スウェーデン (OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス (SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス (SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国 (FTSE 100 INDEX)	UKX
米国 (DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国 (NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国 (S&P 500 INDEX)	SPX
米国 (RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ(S & P)が使用している格付基準を指している。S & P、ムーディーズ(Moody's)およびフィッチ(Fitch)の格付が、これに相当するそれぞれの基準に合わせて利用されている。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの国が発行する無格付の債券も認められる。これらの債券に対してヘアカットは適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- (i) レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付(もしくはこれに相当する格付)に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- () 管理会社は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額(リコールの実施時まで発生する利息を含む。)のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () ファンドがレポ契約を締結する場合、ファンドは、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、ファンドがいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- (v) レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益(直接および間接の運営コスト/費用控除後)は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

基本的なルールとして、トータル・リターン・スワップに対して以下の点が適用される。

- (i) トータル・リターン・スワップにより取得される純リターンの100%(直接的および間接的な運営コスト/手数料を控除後)がサブ・ファンドに送金される。

() トータル・リターン・スワップに関連して発生するすべての直接的および間接的な運営コストノ手数料はファンドの年次および半期報告書に記載される会社に支払われる。

() トータル・リターン・スワップに関連して手数料を分担する取決めは締結されていない。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資方針を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準(これらの技法を利用しない場合等)から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、前記「(1)投資方針」の「効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、管理会社は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および/またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失(証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減(ヘッジ)または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは後記「(5)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法(担保の運用を含む。)が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー(いずれの場合も、純資産価額に対する割合)は、以下の通りである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約/リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS(Lux)ボンド・ファンド-オーストラリア・ドル	0%	15%	0%	100%	0%~50%	100%
UBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロ・フレキシブル	0%~10%	50%	0%	100%	0%~50%	100%
UBS(Lux)ボンド・ファンド-フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)	0%~10%	50%	0%	100%	0%~50%	100%
UBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)	0%~50%	100%	0%	100%	0%~50%	100%

(後略)

<訂正後>

(前略)

効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および/またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失(証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券取引には、貸し付けた証券が適時に返却されないか、または返却できなくなるリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の不正確な評価、不利な市場変動、証券の発行体の信用格付の悪化、証券が取引される市場の流動性の低下、証券を保有する保管者の怠慢もしくは不履行、または法的契約の解除(例えば不履行を根拠とするもの)によるか否かに関係なく、証券の借主がサブ・ファンドが貸し付けた証券を返却しない場合、受領した証券が貸し付けた証券よりも低い金額で換金されるリスクがあり、これによりサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがある。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してサブ・ファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減(ヘッジ)または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは後記「(5)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法(担保の運用を含む。)が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスか的一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下の通りである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル	0%	0%	0%	0%	20%	50%
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル	0%～20%	50%	0%	10%	20%	75%
UBS（Lux）ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	0%～10%	40%	0%	10%	30%	75%
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	0%～7%	15%	0%	10%	10%	50%
グローバル・フレキシブル	0%～20%	50%	0%	10%	30%	75%

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（1）海外における申込（販売）手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」における規定に従って決定される。

本書に別途記載されない限り、最大3%（UBS（Lux）ボンド・ファンド - コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）の場合は最大4%）の発行手数料が投資者の元本の約定価格から控除される（もしくはこれに上乗せされる）か、または純資産価格に上乗せされることがあり、販売会社またはサブ・ファンドの受益証券の販売に携わる金融取次機関宛に支払われることがある。

販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。さらに詳細な情報については各国の目論見書（該当ある場合）を参照のこと。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目（「決済日」）までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド/クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが償還される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配/口数に応じた償還手取金を受領する権利を付与される。

受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買付申込日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われる、サブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している(将来価格)。かかる価格は、最新の市場価格(入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。)に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要(1)資産の評価」に記載される。

データ保護

(後略)

<訂正後>

(1) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要(1)資産の評価」における規定に従って決定される。

本書に別途記載されない限り、採用される方法について投資家に事前に通知した各販売会社に応じて、最大3%(UBS(Lux)ボンド・ファンド-コンバート・ヨーロッパ(ユーロ)の場合は最大4%)の発行手数料が投資者の元本の約定価格から控除される(もしくはこれに上乗せされる)か、または純資産価格に上乗せされることがあり、これらの販売会社またはサブ・ファンドの受益証券の販売に携わる金融取次機関宛に支払われることがある。

販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。さらに詳細な情報については各国の目論見書(該当ある場合)を参照のこと。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目(「決済日」)までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、これらの日は計算の目的上、決済日とは見なされない。これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日のみを決済日とする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド/クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが償還される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配/口数に応じた償還手取金を受領する権利を付与される。

受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買付申込日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われる、サブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

適用法令により別途義務付けられる場合を除き、受領する注文を処理する販売会社は、書面による契約、書面による注文書またはこれに相当する方法（電子的な注文の受領を含む。）をベースに、投資者から申込みの注文を要請および受領する。書面による書式に相当するこのような手段の利用は、管理会社により、および/またはその裁量によりUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）により事前に承認されなければならない。

データ保護

（後略）

（１）海外における買戻し手続等

<訂正前>

（前略）

受益証券の買戻し条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「４ 資産管理等の概要、（１）資産の評価 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、買戻しは行われない。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買戻し請求日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻し請求を、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を（「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリで送付される買戻し請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻し請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻し請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価」に記載される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益証券の買戻し条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「４ 資産管理等の概要、（１）資産の評価 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、買戻しは行われない。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買戻請求日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求を、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を（「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

適用法令により別途義務付けられる場合を除き、受領する注文を処理する販売会社は、書面による契約、書面による注文書またはこれに相当する方法（電子的な注文の受領を含む。）をベースに、投資者から買戻しおよび/または乗換の注文を要請および受領する。書面による書式に相当するこのような手段の利用は、管理会社により、および/またはその裁量によりUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）により事前に承認されなければならない。

（後略）

4 資産管理等の概要

（1）資産の評価

純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止

<訂正前>

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算、ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを、一時的に停止することができる。

- 純資産の大部分を評価するために利用する一もしくは複数の証券取引所が、通常の休日以外の日
- に閉鎖されている場合、当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられるか、一時的に大幅な変動が生じている場合。

（後略）

<訂正後>

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算、ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを、一時的に停止することができる。

- 純資産の大部分を評価するために利用する一もしくは複数の証券取引所または他の市場が、通常の休日以外の日
- に閉鎖されている場合、当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられるか、一時的に大幅な変動が生じている場合。

（後略）

(5) その他

<訂正前>

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の償還

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の償還

受益者、その相続人およびその他の利害関係者は、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または償還を要求することができない。ただし、管理会社は、受益者の利益を考慮に入れた上で、管理会社もしくはファンドの保護のために、または投資方針を理由に、償還が適切または必要であるとみなされる場合に限り、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスを償還する権限を有している。

あるサブ・ファンドまたはあるサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要な最低額を割りこむか、もしくはその水準に満たない場合、政治、経済もしくは金融環境に著しい変化がある場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または決定の効力発生時の純資産価額(実際の投資の換金率および費用を考慮する。)で、影響を受ける受益証券クラスの全ての受益証券を買い戻すことを決定できる。

(中略)

インデックス提供者

J.P.モルガン

この情報は、信頼性があると確信する情報源から入手したものであるが、J.P.モルガンは、その完全性または正確性を保証しない。指数は、許可を得て使用される。指数をJ.P.モルガンの事前の書面による同意なしに複製、配布または何らかの形で使用してはならない。2016年著作権所有。J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニー。不許複製。

ブルームバーグ・バークレイズ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。BARCLAYS®は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークであり、使用許諾に基づき使用される。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社(ブルームバーグ・インデックス・サービシズ・リミテッドを含む。)(総称して、以下「ブルームバーグ」という。)またはブルームバーグのライセンサーは、本書に記載されるブルームバーグ・バークレイズの指数におけるすべての所有権を有する。

(中略)

ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合取るべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。受益者は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

<訂正後>

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の償還

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の償還

受益者、その相続人およびその他の利害関係者は、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または償還を要求することができない。ただし、管理会社は、受益者の利益を考慮に入れた上で、管理会社もしくはファンドの保護のために、または投資方針を理由に、償還が適切または必要であるとみなされる場合に限り、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスを償還する権限を有している。

償還が決まっているサブ・ファンドは各々の期間の満了に伴い自動的に清算および償還される。

あるサブ・ファンドまたはあるサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要である最低額を割りこむか、もしくはその水準に満たない場合、政治、経済もしくは金融環境に著しい変化がある場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または決定の効力発生時の純資産価額(実際の投資の換金率および費用を考慮する。)で、影響を受ける受益証券クラスの全ての受益証券を買い戻すことを決定できる。

(中略)

インデックス提供者

J.P.モルガン

この情報は、信頼性があると確信する情報源から入手したものであるが、J.P.モルガンは、その完全性または正確性を保証しない。指数は、許可を得て使用される。指数をJ.P.モルガンの事前の書面による同意なしに複製、配布または何らかの形で使用してはならない。2016年著作権所有。J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニー。不許複製。

ブルームバーグ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社(ブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドを含む。)(総称して、以下「ブルームバーグ」という。)またはブルームバーグのライセンサーは、本書に記載されるブルームバーグの指数におけるすべての所有権を有する。

(中略)

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、以下の者により提供および公表される。

() ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者。ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。

() イギリスの2019年ベンチマーク規則(修正および経過措置規定)(EU離脱)(「イギリスのベンチマーク規則」)に基づき認可を受けているベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則の条件に基づき第三国に所在するベンチマーク管理者としての適格性を有し、FCAが保管するベンチマーク管理者登録簿(<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>において入手可能である。)に含まれている。

() ベンチマーク規則により与えられる経過措置の取り決めに該当するベンチマーク管理者。したがって、ベンチマーク規則の条件に基づきESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿にまだ記載されていない。

ベンチマーク管理者の経過措置期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての承認または登録のための申請を行う期限は、いずれも該当するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の本籍地に依拠している。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。受益者は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

約款により、管理会社は、各サブ・ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびファンドのその他のサービス提供会社ならびに/またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合にファンドの受益者を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員(以下「関係者」という。)である。

(後略)

<訂正後>

約款により、管理会社は、各サブ・ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびファンドのその他のサービス提供会社ならびに/またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合にファンドの受益者を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社、主たる販売会社、証券貸付取引のブローカーおよび証券貸付取引を執行するサービス提供者は、UBSグループの一員(以下「関係者」という。)である。

(後略)